

ご利用ください

大阪市成年後見支援センター

成年後見制度の利用に関する相談

ひんぱんな訪問販売や悪質商法の被害を受けている。福祉サービスの契約手続きが難しそう。成年後見制度についてくわしく知りたい。成年後見制度の申立て手続きがわからないなど成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援事業所や機関のご相談に応じます。



成年後見制度 (法定後見の場合)

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約などの法律行為を行うことが難しい場合に、**家庭裁判所が適任と思われる成年後見人(保佐人・補助人)を選任し、本人を保護・支援する制度**です。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つに分けられます。

この制度の利用にあたっては、本人、配偶者、四親等内の親族や市長(窓口は区役所保健福祉課)などが、管轄の家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。

■一般相談(月曜日～土曜日、午前9時～午後5時)

・電話や来所

■専門職相談(弁護士・司法書士・社会福祉士)(週2日/4回要予約)

・電話や来所(必要に応じて訪問)

お問い合わせや予約は、

直通 ☎06-4392-8282、FAX06-4392-8900 まで

月曜日～土曜日、午前9時～午後5時(日曜、祝日、年末年始は休み)

※申立てに関する支援が必要な場合は、大阪市、区役所保健福祉課、地域包括支援センター、区障がい者相談支援センターなどの関係機関や団体と連携します。

障がい者や高齢者の相談・支援機関や施設・事業所を対象とした権利擁護・認知症医療の専門相談

■権利擁護相談(週2日/4回要予約)

判断能力が不十分な障がい者や高齢者の支援で、財産管理、消費者被害、第三者からの権利侵害、今後の生活設計など

・原則として来所相談(弁護士・社会福祉士)(必要に応じて訪問)

■認知症医療相談(月5回要予約)

認知症医療やケアに関する専門的助言、医療機関の紹介、介護者のストレスケアなど

・原則として来所相談(専門医師)

お問い合わせや予約は、

直通 ☎06-4392-8214 まで

月曜日～土曜日、午前9時～午後5時(日曜、祝日、年末年始は休み)

※本人・家族が同席しての相談や相談・支援機関の方のみの相談もできます。

(高齢者の相談支援機関からの相談で後方支援を含む場合)

高齢者相談支援サポート ☎06-4392-8188 まで

住所 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター 3階
ホームページ <http://www.wel-osaka.jp/kouken/index.php>

※再生紙を使用しています。

おおさか介護サービス相談センター

だより

第23号
発行
2015年(平成27年)
3月2日

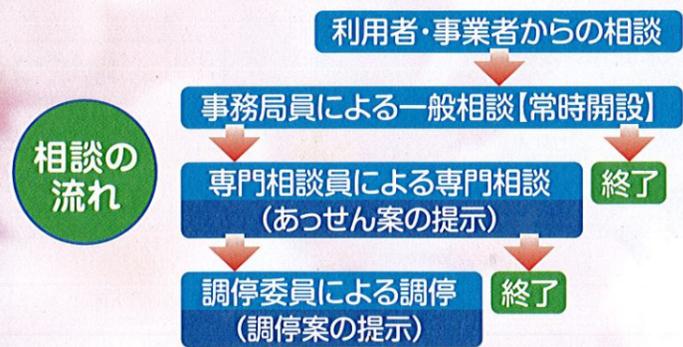


介護保険サービスの利用について、何かと悩んだり、困ったりしていることはありませんか?

介護保険給付サービス等の利用者・事業者からの苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談の他、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停をおこない、迅速に問題の解決を図ります。

【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている大阪市内の利用者(本人またはそのご家族)
- 介護保険等のサービスを提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者にサービスを提供している大阪市の事業者



内容別の受付件数

平成26年4月から平成26年12月まで

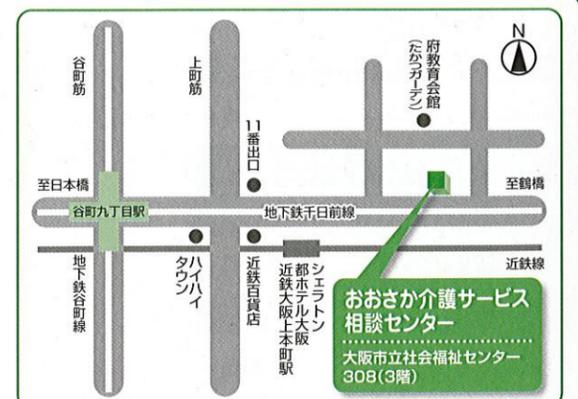
内容	件数
①介護サービスについて	3,453
(ア)介護サービスの内容について	843
(イ)サービス利用料等について	291
(ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて	839
(エ)介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	1,178
(オ)その他の介護サービスについて	302
②介護保険制度について	109
③その他	836
合計	4,398

※相談内容が複数の項目に該当する場合はその該当項目すべてを件数にあげています。

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
おおさか介護サービス相談センター
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
(大阪市立社会福祉センター 308)

TEL.06-6766-3800・06-6766-3855
FAX.06-6766-3822
ホームページ <http://www.kaigo-osaka.ne.jp/>
メールでのご相談も受け付けています。

相談日時 平日 午前9時から午後5時まで
※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く



■地下鉄「谷町九丁目駅」から徒歩約10分
■近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分
●バス「上本町六丁目東」バス停前 ※駐車場はありません

地域ケア会議について



大阪市においては、地域包括支援センターと総合相談窓口(ブランチ)が連携し、地域ケア会議を各圏域ごとで取り組んでいます。

地域包括支援センター



大阪市内に66カ所設置されており、高齢者の方の介護、福祉、保健や生活に関するご相談を受けています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護支援専門員やかかりつけ医との連携の支援や、地域における見守りネットワークづくりをすすめています。

総合相談窓口(ブランチ)



地域によっては、より身近な相談窓口として、地域包括支援センターと連携して、高齢者の相談支援を行う総合相談窓口(ブランチ)が設置されています。

大阪市内には、68カ所のブランチが設置されています。

地域ケア会議とは

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めていきます。

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていきます。

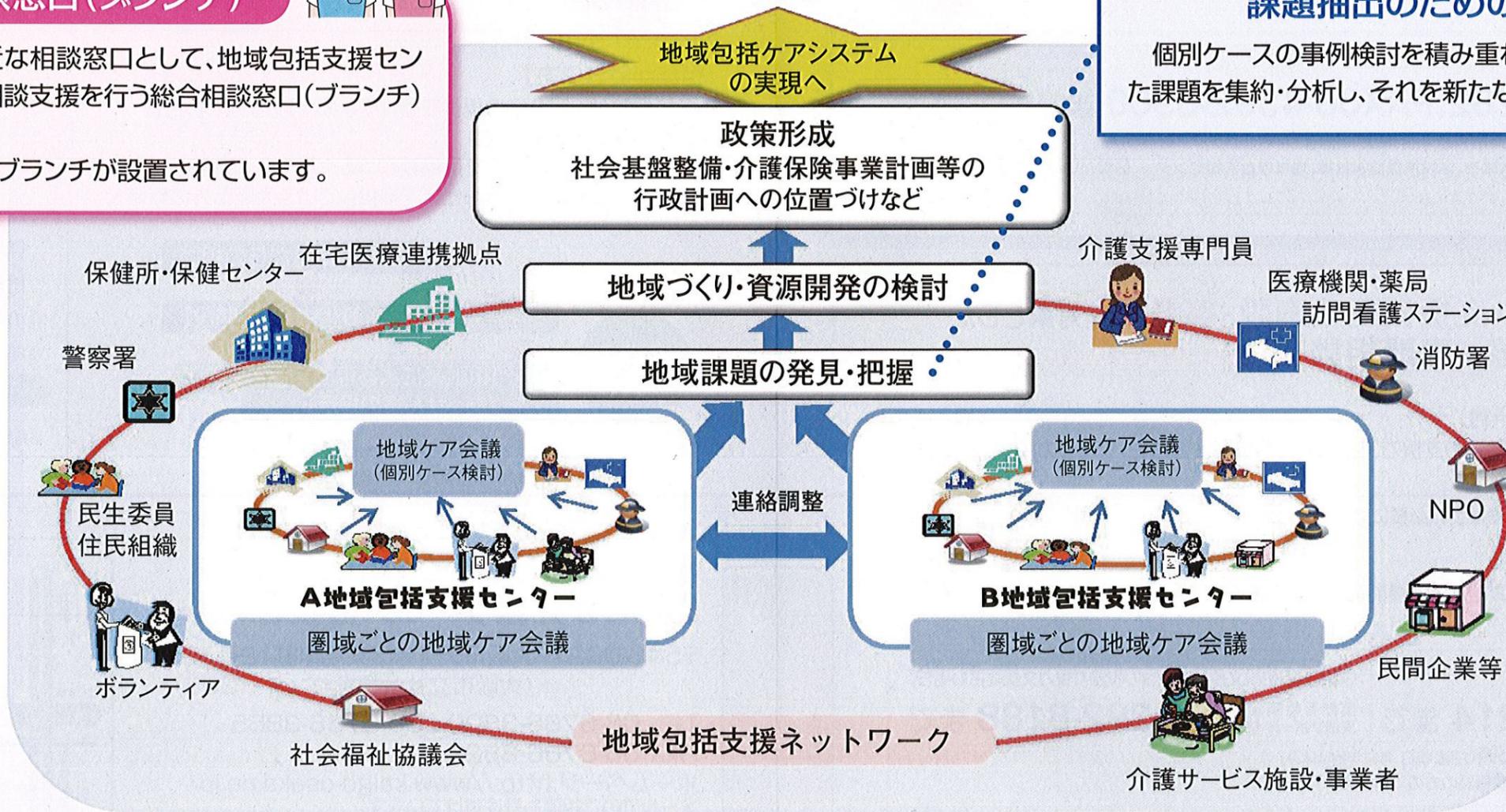
課題抽出のための地域ケア会議

個別ケースの事例検討を積み重ね、その地域の高齢者の見えてきた課題を集約・分析し、それを新たな取り組みにつなげていく会議。

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターや総合相談窓口(ブランチ)については、各区役所保健福祉センターにお尋ねください。

大阪市における地域ケア会議開催数(総数)

年度(包括数)	会議件数
21年度(27)	837
22年度(38)	1,114
23年度(54)	1,345
24年度(65)	1,558
25年度(66)	1,574



ホームページ 地域包括支援センターのご案内

大阪市総合トップ ▶ 大阪市市民の方へ ▶ 高齢者のための相談 ▶ 身近な地域での相談窓口(地域包括支援センター・ブランチ) ▶ 地域包括支援センター ▶

個別ケース検討の地域ケア会議

個々の機関だけでは課題解決ができない困難事例について、関係機関が集まり、支援方針を検討していくケア会議。

- 例)
- ・認知症高齢者への支援について
 - ・複合的な課題を有する世帯への支援について
 - ・高齢者虐待の疑いがあるケースへの見守りについて
 - ・サービスの利用を拒否している高齢者への支援について